

公益社団法人日本しろあり対策協会倫理綱領

公益社団法人日本しろあり対策協会は、昭和34年5月15日の設立以来、建築物、工作物等のシロアリ被害と腐朽の防止を推進するわが国唯一の公益団体として、登録施工業会員制度、しろあり防除施工士及び蟻害・腐朽検査員の認定登録、防除薬剤等の認定登録、防除施工標準仕様書と安全管理基準の制定、シロアリ被害の調査研究など、建築物の耐久性向上のため諸事業を行っている。

会員各位の資質を向上し、関係機関・諸団体と協力して、防除施工における安全性の確保並びに環境保全に寄与し、消費者から信頼される体制を確立し、もって公共の福祉の増進に寄与することを使命とする。

会員はシロアリ被害の予防及び駆除工事を的確に行うために、人の健康と環境の保全に十分配慮し、シロアリの生態、腐朽、薬剤、建築、防除施工などの防除に関する専門的知識並びに長年現場で習得した経験的知識を満たしていかなければならない。

ここに、会員が遵守すべき倫理的原則及び行動の基本を明らかにし、持続可能で安心な社会の実現に寄与することを目的として本綱領を定める。

(1) 社会的責務

- ① 会員は、業務の遂行に当たり本綱領を尊重し、関係法令及び協会の諸規程を遵守する。
- ② 会員は、地球環境及び地域環境の保全に配慮し、シロアリ・防腐対策における化学物質の適正使用、廃棄物の削減及び適切な処理、資源の有効利用に努め、持続可能な社会の形成に貢献する。
- ③ 会員は、防除施工、調査、研究等の活動を通じて、公共の安全と健康の保持に努め、社会からの信頼に応える。
- ④ 会員は、シロアリ・腐朽対策専門家としての役割と責任を自覚し、その職務が正しく理解・評価されるよう努力する。
- ⑤ 会員は、誠実・公正を常に心掛け、虚偽や誤解を招くような表示・広告・説明等を行わない。
- ⑥ 会員は、品性・知識・能力・倫理観を備え、絶えず自己の研鑽に努める。
- ⑦ 会員は、職場における人権を尊重し、ハラスメントの防止、安全で働きやすい職場環境の維持に努める。

(2) 行動基準

- ① 会員は、依頼者の要請に誠実に応え、契約内容・施工方法・保証条件等を明確にし、依頼者の正当な利益を守る。
- ② 会員は、シロアリ・腐朽対策の専門家としての独立した立場を保持し、外部からの不当な干渉や利益誘導を排除して、科学的根拠に基づく判断を行う。
- ③ 会員は、防除施工において人の健康、居住環境、動植物及び生態系への影響を十分に考慮し、安全管理基準を遵守する。
- ④ 会員は、業務上知り得た依頼者等の秘密及び個人情報を厳正に取り扱い、漏えい又は不正利

用を行わない。

- ⑤ 会員は、自己の業務において利害が対立するおそれがある場合は、その旨を関係者に速やかに告知し、透明性の確保に努める。
- ⑥ 会員は、他の会員及び他分野の専門家と協働する際は、業務の分担及び責任を明確にし、相互の信頼と尊敬のもとで業務を遂行する。
- ⑦ 会員は、自らの組織において本綱領の趣旨を周知徹底し、倫理教育・啓発活動を行い、常に遵守できる体制を整える。
- ⑧ 会員は、依頼者又は関係者からの暴言、威圧、過度な要求など不当な行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に対しては、協会の「カスタマーハラスメントに対する基本」に基づき、冷静かつ適切に対応する。

(3) 社会への貢献

- ① 会員は、防除及び建築分野における技術・知見を活かし、住宅の長寿命化、資源の循環利用及び環境負荷の低減を推進する。
- ② 会員は、教育・啓発活動を通じて、消費者及び地域社会に対し正しい知識の普及と理解促進を図る。
- ③ 会員は、災害時等の非常事態においては、社会の一員として被害調査・復旧支援等に積極的に協力する。

附則（平成 20 年 9 月 19 日第 4 回理事会承認）

この綱領は、平成 20 年 9 月 19 日から施行する。

附則2（令和 7 年 12 月 22 日 第 6 回理事会承認）

この改定綱領は令和 7 年 12 月 22 日から施行する